

令和4年12月22日
 世田谷総合支所
 北沢総合支所
 玉川総合支所
 砧総合支所
 烏山総合支所

世田谷区立区民センター（11か所）の指定管理者候補者の選定について

（付議の要旨）

令和6年4月からの世田谷区立区民センターの指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立区民センターの指定期間が令和6年3月で終了することから、令和4年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民センター条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月からの指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

（1）対象施設

施設名称	所在地
世田谷区立太子堂区民センター	世田谷区太子堂一丁目14番20号
世田谷区立弦巻区民センター	世田谷区弦巻一丁目26番11号
世田谷区立宮坂区民センター	世田谷区宮坂一丁目24番6号
世田谷区立桜丘区民センター	世田谷区桜丘五丁目14番1号及び世田谷区桜丘二丁目22番1号
世田谷区立代田区民センター	世田谷区代田六丁目34番13号
世田谷区立奥沢区民センター	世田谷区奥沢三丁目47番8号
世田谷区立玉川台区民センター	世田谷区玉川台一丁目6番15号
世田谷区立深沢区民センター	世田谷区深沢四丁目33番11号
世田谷区立鎌田区民センター	世田谷区鎌田三丁目35番1号
世田谷区立上北沢区民センター	世田谷区上北沢三丁目8番9号
世田谷区立粕谷区民センター	世田谷区粕谷四丁目13番6号

3. 指定期間：5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

4. 選定体制

（1）選定委員会の設置

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）

施設名称	審査の対象者
世田谷区立太子堂区民センター	太子堂区民センター運営協議会
世田谷区立弦巻区民センター	弦巻区民センター運営協議会
世田谷区立宮坂区民センター	宮坂区民センター運営協議会
世田谷区立桜丘区民センター	桜丘区民センター運営協議会
世田谷区立代田区民センター	代田区民センター運営協議会
世田谷区立奥沢区民センター	奥沢区民センター運営協議会
世田谷区立玉川台区民センター	玉川台区民センター運営協議会
世田谷区立深沢区民センター	深沢区民センター運営協議会
世田谷区立鎌田区民センター	鎌田区民センター運営協議会
世田谷区立上北沢区民センター	上北沢区民センター運営協議会
世田谷区立粕谷区民センター	粕谷区民センター運営協議会

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、「新型コロナウイルス感染拡大の影響、ワクチン接種会場としての施設の利用等、活動を阻害する要因がある中で、事業を中止せざるを得なかったことは充分理解できる。各施設において感染症対策を講じながら事業を行ってきたことは評価できる。」と評価された。また、指定管理者の事業運営に対する改善の意見はなかった。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 組織体制	各施設において、総会や役員会、事業運営委員会等の場を通じて、指定管理業務内容や事業に対する認識の共有が図られている。
2. 事業水準向上への取り組み	各事業においてアンケートを取り、参加者からは概ね良い評価を得ている。また、アンケート結果を事業の企画に活かす等、事業水準の向上に取り組んでいる。いくつかの運営協議会では、オンライン配信を行いコロナ禍の時代に即した取り組みを行っている。

3. 安全管理	各施設において事故防止に努めており、緊急時のために訓練等を行い、緊急時に備えている。
4. 収支状況	各施設において予算計画、事業執行を適切に行っている。年度ごとに会計監査を行い適正な財務運営を行っている。
5・履行確認	各運営協議会より、区への四半期ごとの事業報告を遅滞なく行っている。
6. 改善の取組み	新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむなく中止した事業もあったが、感染症対策を改善しながら事業を実施した。
【総合評価】	
いずれの施設についても新型コロナウイルスの影響が大きくあったものの、感染防止対策を充分に行って実施できた事業もあり、工夫しながら活動していると理解することができ、指定管理者として評価できる。次期選定にあたって、地域とのつながりを持った運営協議会を選定していくことが望ましい。	
【実績評価の反映】	
<p>実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が下記の通りであったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は下記の割合を限度に加点する方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえて加点を決定する。</p> <p>○年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合及び加点減点の割合</p> <p>10%を限度に加点…桜丘(93.6%)・弦巻(90.8%)・宮坂(92.2%)</p> <p>5%を限度に加点 …太子堂(87.2%)・鎌田(80.5%)</p> <p>加点・減点なし …代田(76.26%)・奥沢(78.0%)・玉川台(79.4%)・深沢(78.9%)・粕谷(76.71%)・上北沢(77.17%)</p>	

6. 指定管理者制度導入の理由

各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進することを目的に設立された施設である。地域コミュニティの形成に資する事業の実施にあたっては、創意工夫や柔軟な発想で利用者ニーズに適した対応やサービスの提供が必要であり、指定管理者制度の適用はこうした点が期待できる。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理候補者については、本年11月8日に開催された第4回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

①「特別の事情」について

指定管理者制度運用に係るガイドライン第2章8. 公募によらない選定「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する。

②適格性審査を適用する理由

各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進するために設立された施設である。その運営にあたっては、条例第18条により、地

域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。各区民センターにおける運営協議会は、平成18年度から28年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。

また、平成29年度・30年度は、業務委託とし区民センターのあり方等について検討を行い、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している。」という結果となり、平成31年4月より指定管理者制度に戻した。

各運営協議会では、若い世代の運営協議会事業への参加の呼びかけ及び地元事業者や地域の団体の参加や連携により、運営協議会の活性化に取り組むこととしていたが、新型コロナウイルスの影響により活動が停滞していたこともあり、進めていくことが困難であった。また、運営協議会活動について、各区民センターでの取組みを相互に理解・共有し、それぞれの活動に活かしていくための場を設け、課題解決につなげて行くこともできなかった。今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止の制限が緩和される中、取り組みの再開が期待できる。

選定委員会では、地域の特性を活かした活動を行っていく団体としては、非公募として地域とのつながりを持った運営協議会を選出することが、区民センターにはふさわしいと判断された。

③指定管理者候補者

現指定管理者を指定管理者候補者とする。

(2) 選定基準

条例第19条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

- ①区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- ③区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	2月	区民生活常任委員会報告（評価・選定方法）
	4月～7月	選定期間（適格性審査）
	7月	政策調整会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定）
令和6年	4月	次期指定管理者による運営の開始

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	境 新一	成城大学経済学部教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	砧地域町会・自治会連合会会長
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
内部委員	舟波 勇	地域行政部長
	木本 義彦	北沢総合支所長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日
 内部委員 令和4年度 北沢総合支所長
 令和5年度 玉川総合支所長